

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 林恒徳 様 あて名 〒222-0033 日本国神奈川県横浜市港北区新横浜3-9-5 第 三東昇ビル 林・土井国際特許事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 15.05.2012	
出願人又は代理人 の書類記号 1152549		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2012/057069	国際出願日 (日.月.年) 19.03.2012	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06F9/50(2006.01)i, G06F9/46(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 富士通株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。 3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。
--

見解書を作成した日 26.04.2012			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 井上 宏一	5 B 4177
		電話番号 03-3581-1101 内線 3544	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 提出手段 紙形式

電子形式

b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-20	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-20	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-20	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2010-237926 A (富士通エフ・アイ・ピー株式会社) 2010. 10. 21, 全文, 全図
 文献2 : JP 2009-48607 A (株式会社日立製作所) 2009. 03. 05, 全文, 全図
 & US 2009/0055507 A1 & EP 2028592 A1
 文献3 : JP 2011-210032 A (株式会社日立製作所) 2011. 10. 20, 全文, 全図

請求項1-20に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性、進歩性を有する。

文献1には、仮想マシンを実行する複数の仮想マシンサーバをネットワークで接続したシステムにおいて、地震発生時に、地震波到達までの予測時間と予想震度に基づいて、他の仮想マシンサーバに移転すべき仮想マシンを決定し、移転を実行するシステムが記載されている。文献1には、地震波到達予測時間までに移転ができないと判断する際に、時間内に通信回線の送信容量を考慮し、複数の仮想マシンサーバに分割して移転することについても記載されている。

文献2には、地理的に離れた複数のサーバをネットワークで接続したシステムにおいて、サーバで災害が発生した場合に、当該サーバ上のアプリケーションを他のサーバに移行し、サーバの災害回復を行うシステムが記載されている。

文献3には、複数のデータセンタをWANで接続したシステムにおいて、1のデータセンタが存在する地域での災害が予測されるときに、当該データセンタのサーバ上の仮想マシンを、他のデータセンタのサーバにマイグレーションするシステムが記載されている。

しかしながら、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも、

「第1の仮想マシン実行装置は、第1の仮想マシンの移動指示に応答して、前記第1の仮想マシンに関連するデータを分割し、分割データをネットワーク装置の第1のネットワーク装置を介して第2の仮想マシン実行装置に送信し、

前記第1のネットワーク装置は、前記第1の仮想マシン実行装置から送信される分割データを前記第2の仮想マシン実行装置側に設けられた第2の前記ネットワーク装置に送信可能か判定し、送信不可能な場合、分割データを記録部に記録し、分割データを前記第2のネットワーク装置に送信可能と判定した場合、前記記録部の前記分割データを前記第2のネットワーク装置に送信」

する点については、記載されておらず、しかもその点は当業者といえども容易に想到し得ないものである。